

みんなで築こう 人権の世紀 12月4日から10日は人権週間 く考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心く

国では、毎年12月4日から一週間を「人権週間」として、人権尊重思想を広く高めようと呼びかけています。この機会に、人権について関心と理解を深めましょう。

一人ひとりが、人権を尊重し合い、思いやりの心を大切にする、明るく住みよい社会を作りましょう。

問合せ 総務課総務係 333

女性の人権を守ろう

家庭や職場での男女差別や配偶者などからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題が増えています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるような環境を作ることが必要です。

子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春など、子どもの人権を脅かす事件が発生しています。子どもも一人の人間として尊重することが大切です。

高齢の方を大切にすることを育てよう

高齢の方に対する就職差別や介護者などによる身体的・心理的虐待などは人権問題です。高齢の方が生き生きと暮らせる社会を作ることが大切です。

障害のある方の自立と社会参加を進めよう

障害があるという理由で職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービスなどを拒否することは人権問題です。本年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題について関心と理解を深めていくことが大切です。

インターネットを悪用した人権侵害をやめよう

インターネットの普及により、個人の名誉を傷つけたたり、差別をおおる表現を掲載したりするなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が増えています。個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解を深めていくことが必要です。

人権週間関連事業

著名人からの人権メッセージパネル展

各界の著名人などから寄せられたメッセージを展示します。

日時 12月3日(土)～11日(日)の午前8時30分～午後5時

会場 市役所1階ロビー
問合せ 総務課総務係 333

人権に関する相談

夜間人権ホットライン

差別や虐待などの人権問題や日常生活上の法律問題に関する相談を、弁護士が電話で受け付けます。個人の秘密は厳守します。ぜひ、相談してください。

日時 12月8日(木)午後5時～8時

相談先 ☎ 03-5824-9624または☎ 03-5824-9621

※1人10分程度

費用 無料

問合せ (公財) 東京都人権啓発センター(相談担当)

☎ 03-3871-0212または☎ 03-3876-5373

人権身の上相談

市では、人権擁護委員会による相談を受けています。先着順(定員3人)です。

相談日 毎月第3木曜日

時間 午後1時30分～4時30分

会場 市役所1階市民相談室

問合せ 広報広聴課市民相談係 540

「ご意見をお寄せください！意見公募手続 第六次羽村市行財政改革基本計画（案）」

募集期間 11月16日(水)～12月15日(木)（午後5時（必着））

意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方および施策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。
※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

※計画（案）の内容は、各閲覧場所のほか、市公式サイトでもご覧いただけます。

注意事項

- 住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。
- 受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。
- 案件に対する賛否を問うものではありません。
- 意見に対する個別の回答は、できません。

◆第六次羽村市行財政改革基本計画(案)

羽村市では、変化の激しい社会経済情勢の中、財源の確保と経常経費の削減に努め、行政サービスを充実するために、五次にわたり行財政改革に取り組んできました。

しかし、近年人口減少社会の到来や地方創生への対応など、新たな行政需要が生じています。

このため、限られた経営資源を有効に活用し、さまざまな行政需要に 대응する行政サービスを向上させるとともに、良好な行財政運営を持続していくため、第六次羽村市行財政改革基本計画(案)を策定しました。

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、「時代の変化に対応した持続可能な行財政運営」を基本理念として、羽村市における行財政改革の取組みの基本的な考え方を示しています。

計画の策定にあたっては、学識経験者、市民公募委員などで構成する審議会を設置し、意見を伺ってきました。

「第六次羽村市行財政改革基本計画(案)」について、皆様のご意見を募

問合せ 経営管理課経営管理係 ⑨ 272

集します。

閲覧場所 市役所西庁舎2階経営管理課

課・1階市政情報コーナー、図書館

※市公式サイトでもご覧いただけます。

提出先 羽村市経営管理課経営管理係

〒205-8601（所在地記載不要）

FAX 554-2921

✉ s101010@city.hamura.tokyo.jp

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

羽村市行政改革審議会の答申

10月27日、次期行財政改革の方向性について、羽村市行政改革審議会から市長へ答申がありました。



▲答申の様子

健康づくり応援コーナー

農産物直売所と自然派野菜直売所へジ・ベジの2か所に「健康づくり応援コーナー」として、健康に関するパネルやパンフレットを設置しています。時期に応じた検診や健康づくり事業も紹介しています。

各直売所にお越しの際は、ぜひご覧ください。

農産物直売所

営業時間 午前9時30分～午後5時30分（年末年始、4月第2日曜日（年により変更あり）を除く）

所在地 羽村市羽加美1-32-1（スポーツセンター隣） ☎579-5467

自然派野菜直売所ベジ・ベジ

営業時間 午前10時～午後5時（日曜日、年末年始を除く）

所在地 羽村市五ノ神1-1-5（羽村駅東口ロータリー前） ☎554-0831

問合せ 保健センター ☎555-1111 ① 627